

# 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する 関係府省庁連絡会議幹事会（第3回）

第1 日 時 平成31年4月9日（火） 自 午前10時00分  
至 午前10時30分

第2 場 所 法務省第1会議室

## 議 事

法務省民事局 定刻になりましたので、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議幹事会第3回会議を始めさせていただきたいと思います。本日もお忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

お手元に議事次第をお配りしておりますけれども、本日は、世論調査の結果報告、工程表の改訂についての依頼、それから意見交換を予定しております。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第で申しますと、2の世論調査の結果報告というところでございます。

世論調査につきましては、資料1に基づいて御説明をいたします。

御承知のように、国会審議等におきましても、成年年齢の引下げについて、国民への浸透度を調査すべきであるという指摘がございましたし、また、参議院の附帯決議におきましても同様の指摘がございました。この世論調査は、そういった御指摘を受けて実施したものです。

まず世論調査全体の概要ですけれども、若年者層と申しましょうか、16歳から22歳の方3,500人、その親の世代、40代・50代の方々1,500人の合計5,000人に対して調査を行いました。成年年齢について一番影響を受けるのは若い世代ですので、この世代に7割の3,500人、周囲の大人、特に親においても御理解いただくことが必要であるということで、40代・50代の方に3割の1,500人を割り振ったということでございます。

調査項目といたしましては、そもそも成年年齢の引下げについて、どれだけの認知が進んでいるのかと、それに向けた環境整備についての課題、消費者被害、消費者教育について、最後に、婚姻開始年齢でありますとか成人式、養育費等につきましても、あわせて質問しております。

1ページの問1は、成年年齢が18歳に引き下げられるということ自体について、知っているかどうかという質問で、こちらは、16歳から22歳の方、40代・50代の方、いずれにしましても、約9割前後の方が認知されており、その割合は高かったといえようかと思います。

少し補足しますと、この表は、大きく二つのグループに分かれているかと思います。上の6本のグラフが16歳から22歳の若年者層、それから、下の5本の棒グラフが40代・50代の結果ということになっておりまして、それぞれの総計といいましょうか、16歳から22歳の全体が上の段の一番上に、40代・50代の全体が下段の一番上に記載しておりまして、それぞれの下のほうは、性別でありますとか年代別に個別の棒グラフをつくっていると、こういう形態になっております。

問1の更問1は、引下げをどういう方法で認知したかということですが、若年者層、親世代のいずれにしましても、テレビ・ラジオが圧倒的に多かったといえます。そのほかでいいますと、若年者層では学校教育、親世代では新聞を通じて知ったという方も多くいらっしゃるようにです。

問1の更問2についてです。18歳に下がることについては比較的認知が高かったのですが、引下げの時期につきましては、それほど高くはなかったという結果が出ており

ます。いずれの世代におきまして、30%前後、この質問に限っては40代・50代のほうが認知度が少し低いということになっております。

4ページ以下の問は、成年年齢がどういう法律上の意味を持っているのかということについての認知度を調査したものでございます。

一つの意味として、1人で契約できるということの意味を知っているかどうかということなのですが、この意味を知っている方は、若年者で6割弱、40代・50代で7割程度ということでした。5ページご覧いただきますと、関連して取消権の認知度についてですが、この点も同様に、若年者層で6割弱、親世代で7割少しというような結果が出ております。

もう一つの成年年齢の意味として、親権に服するということがございますが、この点についての認知度につきましては、6ページをごらんいただきますと、契約年齢という意味よりも認知度が少し低いという結果が出ております。若年者層で44%程度、親世代で50%強ということでした。

7ページをごらんください。成年年齢の引下げに伴って、できることとできないことがあります。引き続き20歳以上にならなければできないものを挙げてくださいますというお尋ねをしたところ、飲酒・喫煙につきましては、非常に高い割合の方がご存知で、飲酒・喫煙については20歳以上にならなければできないということが、浸透してきているのではないかと思います。他方で、公営競技については数値が低くなってまいりますし、年金の加入年齢、10年間有効なパスポートの取得年齢、養子年齢等につきましては、認知度の割合としては非常に低いということでした。

以上、全体として、成年年齢の引き下げの認知度といたしましては、18歳に引き下げられるということ自体の認知度は高く、また、特に飲酒・喫煙に関しては、大分知られてきていると思いますが、他方で、契約ができるとか、親権に服することがないなどの法律上の意味でありますとか、あるいは、いつからこの引下げが施行されるのかといったところにつきましては、もう少し認知度を上げていかないといけないというようなところかなというふうに理解をしております。

8ページをごらんいただきまして、こちらは環境整備についての問でございます。

環境整備は十分だと思いますかという質問につきましては、若年者層でいいますと、十分であるという方が38%、不十分が6割弱という結果でした。親世代になりますと、十分であるという数値がかなり低くなりまして14.6%、不十分というのが83%、8割を超えているというような状況でございます。

9ページの今後必要と思う環境整備といたしましては、親世代、それから若年者層、おおむね同じような傾向が出ておりまして、やはり消費者トラブル等の消費者教育が一番多いと。その上で、トラブルに巻き込まれた際の窓口の充実でありますとか、あるいは制度面の整備、法改正でありますとか、あるいは取締りの強化、そういった消費者保護の施策の充実、それから広報活動の広報機能の充実、自立支援の充実というような順になっております。

10ページ以下は、消費者被害、消費者教育に特化した質問でございます。

消費者被害について不安を感じるかどうかという質問ですが、これは若い世代のみを対象としています。不安を感じるという方が64%、感じないという方が34.7%でござい

ます。

11ページ、どうして不安に感じるのかということなのですが、どういう被害があるのかということについての知識、あるいは制度についての知識が欠けているという回答が一番多く、6割程度に上っておりまして、対処法がわからないという回答が、それに続くというような状況になっております。

逆に、不安に感じない理由は、12ページですが、怪しい商品には近づかないという回答を挙げた方が一番多くなっております。

13ページをごらんいただきまして、トラブルになりやすい商法の認知度といたしましては、ワンクリック詐欺とかマルチ商法とかキャッチセールス、こういったものについては、比較的よく知られているのかなというふうに思います。

他方で、あなただけが選ばれたなどと優位性を強調する商法でありますとか、ネガティブオプションとか、こういったものについては、余り知られていないという結果が出ております。

14ページをごらんください。契約を取り消せる制度につきましては、クーリングオフについては、かなりよく知られているようですけれども、消費者契約法の制度につきましては、少し認知度が低いという結果が出ております。

15ページにまいりまして、消費者被害救済制度を認知した方法として、学校が74%ということで、非常に高く割合を示しております。また、テレビ・ラジオにつきましても45%程度、この二つが認知の方法として大きいといえるかと思えます。

16ページをごらんいただきまして、今後、消費者被害に遭わないために、どんな知識が必要かを、親世代と若年者層の双方に聞いております。

親世代では、悪質商法についての知識、携帯電話等に関する知識、クーリングオフなどの法制度に関する知識、契約に関する知識など、さまざまな知識が必要だということで、すべての選択肢について万遍なく高い数値が示されておりますけれども、若年者層になりますと、少し差がついているようでして、金融商品とか投資、こういったものを選んだ方は少ない一方、悪質商法とか、携帯電話でありますとか、そういった身近なリスク、そういったものについての知識が必要だと回答された方は、若年者層のほうでも多いという結果でした。

17ページをごらんいただきまして、消費者生活センターにつきましては、利用したことはないけれども知っているという方が、若年者層でも6割程度、親世代になりますと、8割以上は知っているということで、かなり認知度は高くなっているというふうにいえるのではないかと思います。

他方で、18ページの消費者ホットライン、3桁化されまして、188でつながるということですが、消費者ホットラインにつきましては、それ自体知っているという方が40%前後、188については、まだ認知度はそれほどは進んでいないということかと思えます。

19ページをごらんいただきまして、消費者被害、それから救済制度の入手方法といたしまして、今後どういうところに期待するかを聞きまして、やはりテレビ・ラジオを選んだ方が非常に多く、若年者層では学校を選んだ方も多いという結果になっております。また、若年者層に特徴的なことといたしましては、ツイッターとかLINEとか、そうい

ったSNSに対する期待も見られる点でございます。

以上が消費者被害を含めた環境整備に関する結果でございますが、この点については、まだまだ十分ではないという厳しい声が多かったのかなというふうに、改めて感じたところでございます。

20ページ以下は、少し別の話題になってまいりますけれども、成年年齢の引下げと併せて法改正がされた婚姻開始年齢についての質問です。簡単に御紹介いたしますと、婚姻開始年齢の引上げについての認知度は50%程度ということございました。

21ページをごらんいただきまして、成人式についてです。こちらは分科会のほうで検討をしておりますが、若い世代、それから親世代、いずれにしましても、20歳になる年度に開催するのが望ましいという回答が一番多かったという結果が出ております。若年層のほうはその割合が高くて、70%以上が二十でやりたいというふうにおっしゃっております。親世代のほうは少し低くなって、55%ということですが、しかし相対的には、二十でやることを希望されている方が一番多いということございました。

22ページをごらんいただきまして、成人式を実施する時期についてですが、成人の日前後など1月にやるというのが、若年者層でも63%、40代・50代でも56%ということで、ほかの時期に比べて高いという結論が出ております。

24ページをごらんいただきまして、成人式と成人の日の関係につきましては、やはり基本的に一致したほうがよいという方が、双方の年齢層で60%前後を占めたという結果になっております。

最後に26ページの養育費についてですが、養育費の支払義務についての認知度につきましても、また、成年年齢の引下げに伴う法律関係につきましても、認知されている方は少ないという結果が出ております。養育費につきましては、全員が関係するわけではないという事情もあるのかなというふうに思いますけれども、いずれにしましても、認知度は低いという結果が出ているということございました。

簡単でございますけれども、世論調査につきましての結果の概要につきましては以上でございます。世論調査の結果報告については、以上とさせていただきます。

次に、議事次第で申しますと3番、工程表の改訂についてです。

資料5をごらんください。

今後のスケジュールについての御説明も兼ねてということになりますけれども、5月13日に次の幹事会を開きたいと思っております。6月17日には、連絡会議全体の親会を開催する予定としております。

昨年4月の初めに第1回の親会を開催いたしました。1年少しが経過いたしました。昨年度の結果、実績もあると思っておりますし、また、さまざまな取組の中で出てきた課題、あるいは、きょう御報告いたしました世論調査の結果、また幹事会で行われましたヒアリングの結果等もございますので、こういったものを踏まえまして、6月17日に工程表の改訂をお願いしたいと考えており、改訂に向けて、その準備作業をお願いしたいと考えております。

今回の5月13日の幹事会で、幹事会において、親会に提出する改訂案を取りまとめたいというふうに思っておりますので、その準備の都合上、2週間になりますけれども、4月23日までに、工程表に記載された御所管の施策につきまして、見直しの要否を御検討い

ただき、その結果を御提出いただきたいと思っております。

その際の留意点ですけれども、世論調査の結果、幹事会でのヒアリング等、さまざまな知見もございましたので、そういったものを踏まえて、これまで既に挙がっている施策の見直しということもそうですし、また新しく、ほかにこういった施策が必要ではないかというところも含めて、御検討いただければというふうに考えております。

また、施策の内容によっては、一律に到達度を示す指標をつくるのが難しいということは理解をしているところですが、できるだけ一定の指標をつかって、それを年度の目標としていくということも、今後の環境整備を進めていくという上で、有用ではないかというふうに考えておりますので、そういった観点につきましても、御理解いただければというふうに思っております。

工程表に記載された各施策は、それぞれの省庁において責任を持って遂行していただくという性質のものでございますが、国会審議等に御協力いただいた各省庁の皆様方におかれましては、御理解いただいておりますように、成年年齢引下げの環境整備については、厳しい意見も示されているところで、政府としてもしっかり取り組んでいくということをお約束をしているということもございます。

法務省といたしましては、18歳への成年年齢の引下げが円滑に実施できるようにということで、場合によっては、そういった観点からお願いをするということもあろうかと思っておりますけれども、その点につきまして、御理解、御協力をいただければというふうに思っております。

それでは、工程表の改訂については、以上とさせていただきます。

それでは、議事といたしましては以上でございます。次回会議の日程ですが、来月13日月曜日の午前10時からです。

内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、工程表の改訂について、それぞれの省庁からお出しいただきましたものをこちらで取りまとめ、お配りさせていただきますので、幹事会として、親会に提出する工程表の改訂案を取りまとめるということとしたいというふうに思っております。

それでは、本日お忙しい中を御出席賜りまして、どうもありがとうございました。

工程表につきましては、引き続き作業が続いていくということになりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

了